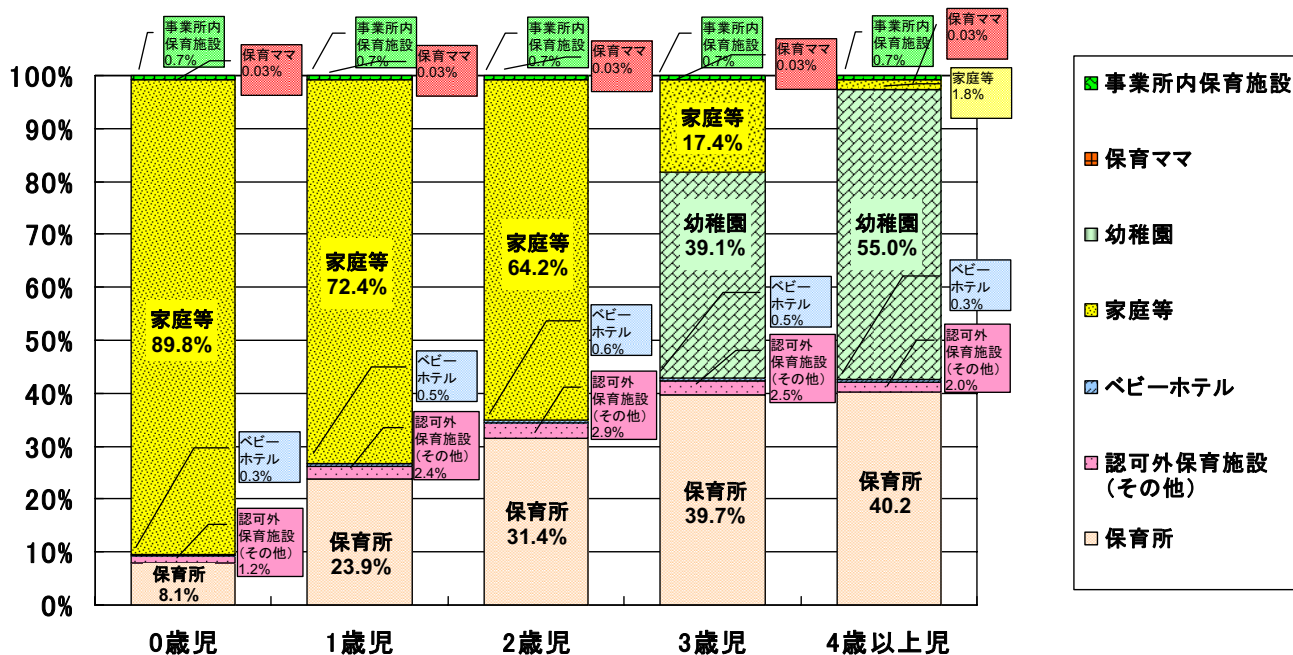


就学前児童が育つ場所

○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 就学前児童数:平成19年人口推計年報【総務省統計局(平成19年10月1日現在)】
 幼稚園就園児童数:学校基本調査(速報)【文部科学省(平成20年5月1日現在)】
 保育所利用児童数:福祉行政報告例(概数)【厚生労働省(平成20年4月1日現在)】
 認可外保育施設、ベビーホテル:厚生労働省保育課調べ
 保育ママ、事業所内保育施設:厚生労働省保育課調べの年齢計の入所児童数を按分した数値
 家庭等:就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援
<p>〔地域支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①介護予防事業 ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務) 2. 任意事業 ①介護給付費等費用適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他の事業(※各自自治体の創意工夫による事業実施が可能)</p> <p>(財政支援・財源構成) 地域支援事業の実施に必要な費用について、上限額(※)の範囲内において、以下の財源構成により、関係者が負担。 ※当該市町村の介護給付費の3%以内</p> <p>※「1号」…65歳以上の保険料 ※「2号」…40～64歳の保険料</p>	<p>〔地域生活支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業 ⑤地域活動支援センター機能強化事業 2. 任意事業 福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、各自自治体の創意工夫による事業実施が可能。</p> <p>(財政支援・財源構成) 地域生活支援事業の実施に必要な費用について、一定の算定基準に基づいた額を国が補助。 具体的には、事業実績と人口による基準により、各年度の国庫予算額を配分 (国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)</p> <p>※なお、市町村による事業のほか、都道府県による事業(専門性の高い相談支援事業や研修事業等)あり。</p>	<p>〔次世代育成支援対策交付金〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 (※必須事業はなく、すべて任意。) ・乳児全戸家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ・延長保育促進事業 等 ・その他事業(※各自自治体の創意工夫による事業実施が可能。)</p> <p>(財政支援・財源構成) 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。 具体的には、事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。 ※事業毎に一定額が補助される仕組みではない。 (国:1/2、市町村:1/2)</p>